

## ユニヴァペイキャスト加盟店規約（対面決済等）

ユニヴァペイキャスト加盟店規約（対面決済等）（以下「本規約」といいます。）は、株式会社ユニヴァペイキャスト（以下「UPC」といいます。）が提供する対面クレジット決済における決済サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用をする加盟店（以下総称して「加盟店」といいます。）と UPCとの間の本サービス利用に関する契約（以下「本契約」といいます）に関する事項を定めたものです。加盟店は、本規約、付随する特約、その他契約書面が適用されることを予め承諾します。

### 【一般条項】

#### 第1条（加盟店及び包括代理権の付与）

- 加盟店は、本規約に基づきカードによる販売（以下「信用販売」といいます。）を行う店舗・施設（販売委託先、テナント等の第三者が信用販売を行う店舗・施設も含みます。）を指定のうえ、予め UPC に届出し、承認を得ます（以下 UPC の承認を得た店舗・施設を「加盟店舗」といいます。）。UPC の承認のない店舗・施設で信用販売はできません。なおこの場合、UPC は、加盟店に対し届出に関する拒絶の場合は連絡をしますが、拒絶理由は加盟店に開示しません。
- 前項の UPC の承認の有無にかかわらず、加盟店が店舗で第三者に信用販売を行わせた場合には、第三者の行為は加盟店の行為とみなし、本規約を適用します。
- 加盟店は、信用販売の取扱対象となる商品（以下「取扱商品」といいます。）について、予め UPC に届出て、UPC の承認を得るものとします。なお、UPC の承認を得た後に、当該取扱商品を変更する場合についても、同様とします。
- 加盟店は、加盟店舗に対して、本規約を周知徹底させ、加盟店としての義務を遵守させるものとします。
- 加盟店は、加盟店舗の内外の見易いところに、UPC 所定の加盟店標識を掲示するものとします。
- 加盟店は、UPC に対し、本サービスを利用するに際し、以下の各号の業務（以下、「委託業務」といいます。）の処理を委託し、その処理に必要な包括的代理権を付与するものとします。UPC は、加盟店が本規約の規定を遵守すること及び遵守していることを条件として、委託業務を受託し、加盟店の代理人として委託業務を遂行するものとします。
  - 会員からの購入申込を受け付ける業務、及びこれに対する諾否に関して会員へ通知する業務。
  - カード情報及び会員の氏名等信用販売の代金決済に必要な情報の保全措置に関する業務。
  - カード（第2条第1項において定義）の発行会社（以下「カード会社」といいま

す。)に対し、信用販売の売上承認請求を行うことに関する業務

(4) カード会社から信用販売の売上承認を受けることに関する業務

(5) カード会社に対し、売上票及びその集計票の送付を行なうことに関する業務

(6) カード会社に対し、信用販売の売上債権を譲渡することに関する業務

(7) カード会社から前号の売上債権譲渡の代金を受領することに関する業務

(8) カード会社に対し、信用販売における代金の立替払請求を行うことに関する業務

(9) カード会社から信用販売における加盟店受取金を受領することに関する業務

(10) カード会社への債権譲渡の解除に関する業務及びこれに伴う債権譲渡代金の返還に関する業務

(11) カード会社への加盟店受取金の返還に関する業務

(12) カード会社から加盟店に対してなされる通知、文書の送付等を受領する業務

(13) カード会社からの信用販売、信用販売の対象となる商品及びサービス（以下総称して「商品等」といいます。）に関する問い合わせ、苦情、請求、購入申込の取消等の受付業務

(14) その他、UPC・加盟店双方の協議により別途合意した業務

2. UPCは、カード会社との間で契約を締結することにより、加盟店の代理人として委託業務を処理すること及びUPC決済システムを用いることについて、予めカード会社の承認を得るものとします。

## 第2条（取扱カード）

1. 加盟店は、加盟店舗で以下の各号記載のカード（クレジットカード、プリペイドカード、デビットカードその他の決済手段として用いることができる証票又は番号、記号その他の符号をいいます。）のうちUPC指定のカード（以下「カード」といいます。）を所持又は保有するカード会員（以下「会員」といいます。）がカードを提示又は通知（以下併せて「提示等」といいます。）して、物品の販売、サービスの提供、その他加盟店が行う信用販売を求めた場合には、本規約に従い信用販売を行います。

(1) UPCが指定する国際ブランドのマークが付された以下のカード

- ・ VISA
- ・ Mastercard
- ・ JCB
- ・ American Express
- ・ Diners Club
- ・ DISCOVER

(2) UPCが加盟又は提携する組織に加盟する日本国内及び日本国外の法人（以下「加盟会社」といいます。）が発行するカード

2. UPCは、加盟店に通知することにより前項のカードの種類を追加、削除、変更できるものとします。

### 第3条（信用販売の方法）

1. 加盟店は、会員からカードの提示等による信用販売の申込があった場合、善良なる管理者の注意をもって、信用販売を行うものとします。加盟店は、UPCが承認した場合を除き、すべての取引において、UPCが提供するアプリケーションツールを、加盟店が用意した端末その他カードの有効性を確認する機器（以下「本クレジット端末」といいます。）にインストール実装した上で本サービスを利用するものとします。本サービスの利用にあたっては、本規約のほか、本クレジット端末に関する使用規則及びその取扱規則（以下「使用規則等」といいます。）に従って、信用販売を行うものとします。なお、本クレジット端末の管理（OSアップデート、アカウント管理）はすべて加盟店が責任を持って管理するものとします。
2. 加盟店は、会員からカードの提示等による信用販売の要求があった場合、割賦販売法をはじめとする法令、ガイドライン等に従い、本クレジット端末を利用して、その使用規則等に基づき、すべての信用販売においてカードの有効性を確認し、そのすべてについてUPCの信用販売の承認を得るものとします。その際、法令、ガイドライン等に掲げられた措置を講じて使用規則等に従い、暗証番号の入力等、求められる方法により、カードおよび当該カード使用者の真偽を確認して、信用販売を行うものとします。また、加盟店は、加盟店名、会員の指定する支払方法、売上日付、金額、品名等、信用販売の情報を記した売上票を交付するものとします。
3. 加盟店は、本クレジット端末を利用することなく信用販売を行う場合（端末の故障、ネットワーク障害その他の原因により使用できない場合を含みます。）には、UPCと事前に取り決めた方法、またはUPCが別途通知する方法に従うものとします。
4. 加盟店は、第2項に基づく売上票の交付について、割賦販売法の定めに従って電磁的な方法により提供することができるものとします。但し、加盟店は、会員より書面の交付を求められた場合には、遅滞なく書面を交付するものとします。

### 第4条（無効カード等の取り扱い）

1. 前条の手続きにおいて以下の各号のいずれかに該当した場合、加盟店は、信用販売を中止し、カード（本項においては、第2条第1項に定義されたカードのほか、偽造、変造されたカードを含みます。）を回収のうえ直ちにUPCに連絡し、UPCの指示に従うものとします。
  - (1) UPCより当該カードが無効である旨通知されたとき。
  - (2) カードの真偽の確認において明らかに偽造、変造と判断できるカードを提示等されたとき又は、破損したカードを提示等されたとき。
  - (3) カードを提示等した者と会員との一致の確認において、会員が入力した暗証番号を真正でないとUPCが判断したとき。
  - (4) 信用販売の申込をした者の挙動その他が不審で、当該カードの会員でないと判断したとき。

- (5) 前号までのはか信用販売の申込が明らかに不審と判断できるとき。
2. UPC は、前項のカードの回収自体についての会員又はカードを提示等した者との紛議に限り責任を負うものとし、加盟店が前項に従ったことにより、会員又はカードを提示等した者、その他の第三者により損害を生じさせられたときでも、UPC は一切責任を負いません。

## 第 5 条（信用販売限度額）

- 加盟店が、本サービスを利用して同一売場で同一の会員に行える信用販売の 1 回あたりの総額（税込、送料等を含みます。）は、UPC が予め定める金額（以下「信用販売限度額」といいます。）の範囲内とします。なお、UPC は同一の売場で、特定の商品又はサービスについて信用販売限度額を個別に定めることができます。
- UPC は、加盟店に通知することにより前項の信用販売限度額を引き下げることがあります。
- 加盟店が信用販売限度額を超えて信用販売を行う場合は、その都度事前に UPC の承認をとるものとし、売上票に承認番号を記入します。但し、クレジット端末により自動的に UPC の承認を取得する場合には、これによります。

## 第 6 条（会員の支払方法）

加盟店の取り扱う会員の支払方法は、UPC が認めた支払方法のみとします。但し、カード会社と当該カード会社の会員との契約に基づき、一部の支払方法の取扱いができない場合があります。また、カードが国外の会社の発行したものであるときは、1 回払いに限ります。

## 第 7 条（商品の引渡し等）

加盟店は、信用販売後直ちに商品の引渡し又は、サービスの提供を行います。なお、商品等を会員の住所に送付する等の場合には、会員に商品の引渡日又はサービスの提供日を記載した書面を交付するものとします。

## 第 8 条（加盟店受取金の請求）

- 加盟店は、信用販売を行った場合、信用販売に係る売上票を、信用販売を行った日から原則 1 週間（別途 UPC が通知する場合にはその期限まで）以内に取りまとめ、UPC 所定の売上集計票（兼請求書）を添付の上 UPC 宛に送付して、当該信用販売についてカード会社に対して売上債権を譲渡した場合の売上債権譲渡の代金及びカード会社が会員に代わり立替払いする金額（以下総称して「加盟店受取金」といいます）を請求するものとします。なお、UPC の承認を得て売上票を UPC 所定の電磁的記録媒体（以下売上票と総称して「売上票等」といいます。）に代えることができます。また、加盟店は UPC の事前の同意を得た場合を除き、商品等の送付又は提供前に加盟店受取金の請求はできません。

2. 前項の規定にかかわらず、加盟店は、クレジット端末が件数、金額等の信用販売情報（以下「売上データ」といいます。）を伝送する機能を有する場合には、当該売上データの伝送により加盟店受取金の請求を行うことができます。
3. クレジット端末がギャザリング機能を有する場合、加盟店及びUPCは、毎日所定の時間、方法でクレジット端末に記録され、加盟店が承認を受けた信用販売の件数、金額と、UPCが承認をした信用販売の件数、金額の記録との一致を確認し（以下「カウンター交換」といいます。）、両者が不一致のときには、直ちに相手方に通知し不一致の原因を究明します。但し、別途UPCが承認した場合には、加盟店は、カウンター交換を省略できるものとし、この場合は、加盟店はクレジット端末に記録され、承認を受けた信用販売の件数、金額と売上票の一致を確認するものとします。
4. 加盟店受取金の請求の効力は、売上票等又は売上データがUPCに到着した時に生じます。但し、前項に基づきカウンター交換を実施する場合には、カウンター交換による一致が確認された時に生じるものとします。
5. 加盟店又は加盟店による信用販売が以下の各号のいずれかに該当したときは、UPCは、当該加盟店に対する加盟店受取金の支払を留保又は拒絶することができるものとし、加盟店は、UPCより留保又は拒絶されても異議ないものとします。
  - (1) 本規約所定の手続若しくは規定に違反したとき又はそのおそれがあるとき。
  - (2) 信用販売が取消し若しくは解除されたものであるとき又はそのおそれがあるとき。
  - (3) 加盟店と会員との間で信用販売に関し紛議があるとき若しくは会員が加盟店に対して生じた事由があることを理由としてUPCに対して信用販売分のカード利用代金の支払を拒絶しているとき又はそのおそれがあるとき。
  - (4) 苦情の発生状況若しくは内容又は紛議の発生状況若しくは内容に照らして、会員の利益の保護に欠けるおそれがあるとき。
  - (5) 法令に違反したとき又はそのおそれがあるとき。
  - (6) 加盟店が所管する行政庁により法令に基づく指示、業務改善命令、業務停止その他の処分を受けたとき又はそのおそれがあるとき。
  - (7) UPCが加盟又は提携する組織、若しくは加盟会社が正当な理由により当該売上に異議を唱えたとき。
  - (8) 第28条第1項(11)乃至(14)のいずれかに該当したとき又はそのおそれがあるとき。
  - (9) 信用販売を行った日から60日経過した加盟店受取金の請求であるとき。
  - (10) 名義貸し、名義冒用等、不正なカードの利用であったとき又はそのおそれがあるとき。
  - (11) 会員と通謀し信用販売を仮装、その他加盟店受取金の請求に疑義があるとき。
  - (12) その他加盟店受取金の請求の正当性に疑義があるとき。

## 第9条（加盟店受取金の支払い）

UPC は、加盟店からの加盟店受取金の請求を、事前に UPC と加盟店が合意した所定の締切日に集計し、算出した信用販売代金合計額から UPC 所定の手数料を差し引いた金額を、事前に UPC と加盟店が合意した所定の支払日（但し、金融機関の休業日の場合は、翌営業日）に別途加盟店の指定する金融機関口座に振込む方法により支払います。

#### 第 10 条（信用販売の取消又は解除）

加盟店が信用販売の取消し又は解除を行う場合には、予め UPC の承認を得たうえで UPC 所定の方法によるものとし、加盟店は、会員に対し直接当該信用販売代金相当額の金銭の支払いは行わないものとします。

#### 第 11 条（苦情処理対応等）

- 加盟店は、信用販売による会員への商品の引き渡し、サービスの提供、引渡した商品及び、提供したサービスに関する契約不適合、アフターサービスその他信用販売に関する一切の責任を負担し、それが原因で会員との間に紛議が生じた場合には遅滞なくその解決に努めます。
- UPC 又は加盟会社が会員から信用販売に関する苦情を受け、当該苦情の内容が消費者の利益の保護に反すると判断した場合、UPC は当該苦情内容、再発防止体制、苦情処理体制等につき、加盟店に調査をするものとし、加盟店は当該調査に必要な協力をするものとします。
- 前各項の紛議が 60 日経過しても解決しない場合、加盟店は当該加盟店受取金の請求を取消すものとし、既に加盟店が加盟店受取金を受領済みのときには、当該加盟店受取金相当額を UPC に返戻するものとします。

#### 第 12 条（不正利用等発生時の対応）

- 加盟店は、自己の行った信用販売につき、不正利用がなされた場合には、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。
- 前項の場合には、加盟店は、直ちにその旨を UPC に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを報告しなければならないものとします。
- 第 1 項の不正利用に起因して発生した損害等については加盟店が責任を持つものとし、UPC は一切責任を負わないものとします。

#### 第 13 条（その他遵守事項）

- 加盟店は、以下各号に定める事項を遵守します。
  - 加盟店の営業を規制する法律、命令、規則及び行政指導を遵守すること。

- (2) UPC もしくは加盟会社の商標又はそれらが使用を認める商標を UPC 又は加盟会社の承諾なく使用するもしくは第三者に使用させないこと。
  - (3) 本契約上の地位及び本契約に基づく債権を第三者に譲渡又は担保の用に供しないこと。
  - (4) 加盟店標識、本規約に基づく信用販売のため UPC から預かった売上票等、売上集計票等を第三者に引渡し又は担保に用に供しないこと。
  - (5) 有効なカードを提示等した会員に、正当な理由なく信用販売の拒絶や現金払い要求を行わないこと。
  - (6) 有効なカードを提示等した会員に対して、手数料その他名目の如何を問わず、現金払い顧客と異なる代金を請求するなど、会員に不利となる差別的な取扱いを行わないこと。
  - (7) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法令の定めに違反するもの及び、UPC が加盟又は提携する組織が禁止している商品を取扱わないこと。
  - (8) 金銀等の地金、煙草、専売品、切手・印紙、商品券等を UPC の承諾なく信用販売の対象としないこと。なお、UPC は加盟店への通知により信用販売の対象としない商品の追加、削除、変更することができます。
  - (9) 特定商取引法に定める連鎖販売取引、業務提供誘因販売取引及びこれらに類する取引を UPC の承諾なく行わないこと。
  - (10) 預託法に定める販売を伴う預託等取引及びこれに類する取引並びに消費者契約法の定めに反する取引及び公序良俗違反等の無効や取消の可能性のある信用販売を行わないこと。
  - (11) 現金の立て替え、過去の売掛金の精算等を目的として売上票等を利用しないこと。
  - (12) 売上票等への分割記載、金額訂正、売上日付の不実記載等を行わないこと。
  - (13) 紛失、盗難、偽造、変造されたカードに起因する売上が発生し、UPC が加盟店にカードの使用状況などの調査協力を求めたときには、これに協力すること。なお、この協力には、加盟店舗を所轄する警察署に対する当該売上に関する被害届の提出を含みます。
  - (14) 前号のほか、UPC が加盟店にカードの使用状況などの調査協力を求めたとき、これに協力すること。
2. 加盟店は、本規約の履行にあたり、本規約の各条項及び信用販売の運用に関する UPC からの指示・指導等に従うものとします。
3. UPC は、前項の運用の変更があった場合は、速やかに加盟店に連絡するものとし、当該連絡以降は変更後の内容が適用されるものとします。なお、当該変更に起因して加盟店に生じる費用、損害、第三者に対する責任は加盟店が負担するものとします。
4. 加盟店の責めに帰すべき事由に起因して、UPC が加盟もしくは提携する組織又は加盟会社が、UPC に違約金、反則金等を課すことを決定した場合、加盟店は UPC の請求に応じて違約金、反則金等の額と同額を UPC に支払うものとします。

#### 第 14 条（加盟店受取金の返戻）

加盟店又は加盟店による信用販売が第8条第5項各号のいずれかに該当した場合、UPCは、UPCから加盟店に支払われた加盟店受取金について、当該加盟店受取金相当額及びUPCが当該会員から得られた手数料等相当額の支払いを、加盟店に対して請求し、又は次回以降にUPCが加盟店に支払うべき加盟店受取金から当該相当額の合計額を差し引くことができるものとします。この場合、加盟店は、UPCの請求に基づき直ちに当該加盟店受取金相当額及び当該手数料等相当額を支払い、又はUPCが加盟店に支払うべき加盟店受取金からかかる金額の合計額を差し引くことにより加盟店受取金を返戻するものとします。

#### 第15条（カード情報の適切な管理）

- 加盟店は、信用販売の実施以外の目的で会員のカード番号、氏名、有効期限その他一切のカードに関する情報（以下総称して「カード情報」といいます。）を保有、利用してはならず、クレジット端末、ネットワークにおいては、カード情報を電磁的に保存、処理、通過させないものとします。
- 前項の定めにかかわらず、加盟店がカード情報を電磁的に保存、処理、通過させる場合は、加盟店は、カード情報の滅失又は毀損（以下「漏えい等」といいます。）を防止するため善良なる管理者の注意をもって、次項の定めに従って取り扱うものとします。なお、加盟店はいかなる場合においてもカードに係る機密認証データ（全トラックデータ（磁気ストライプの全てのトラックのデータ又はチップ上の同等のデータ等）、カードの暗証番号及びセキュリティコード）を保有してはならないものとします。
- 加盟店は、カード情報の適切な管理のため、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止などのために、加盟店が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該ガイドラインに相当するものを含みます。以下、同様とします。）であって、その時々における最新のもの（以下、「ガイドライン」といいます。）に掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じるものとします。
- 加盟店は、前項の規定に基づき講じる措置の具体的方法及び態様（加盟店が第三者にカード情報の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード情報の適切な管理のために講じるガイドラインに掲げられた措置又はこれらと同等の措置の具体的方法及び態様を含みます。）について、予めUPCに届出て、UPCの承認を得るものとします。
- 前項の規定にかかわらず、UPCは、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法又は態様による措置がガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。
- 加盟店は、第4項の具体的方法又は態様を変更しようとする場合には、予めUPCに届

出て、UPC の承認を得るものとします。

#### 第 16 条（委託）

加盟店は、UPC が事前に書面にて承諾した場合を除き、カード情報の取扱いを第三者に委託してはならないものとします。

#### 第 17 条（事故時の対応）

1. 加盟店又は委託先の保有するカード情報の漏えい等の事故が発生又は発生のおそれがある場合は、加盟店は、遅滞なく以下の措置を講じなければならないものとします。但し、UPC が別途指示を行った場合には当該指示に従うものとします。

(1) 漏えい等の有無を調査すること。

(2) 前号の調査の結果、漏えい等が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏えい、滅失又は毀損の対象となったカード情報の特定を含みます。）その他の事実関係及び発生原因を調査すること。

(3) 前各号の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し、実行すること。

(4) 漏えい等の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。

2. 加盟店又は委託先の保有するカード情報の漏えい等の事故が発生又は発生のおそれがある場合であって、漏えい等の事故の対象となるカード情報の範囲が拡大するおそれがあるとき、加盟店は、直ちにカード情報その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。

3. 加盟店は、加盟店又は委託先の保有するカード情報の漏えい等の事故が発生又は発生のおそれがある場合には、直ちにその旨を UPC に対して報告すると共に、遅滞なく、第 1 項各号の事項に関し、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。

(1) 第 1 項 (1) 及び (2) の調査の実施に先立ち、その時期及び方法

(2) 第 1 項 (1) 及び (2) の調査につき、その途中経過及び結果

(3) 第 1 項 (3) に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール

(4) 第 1 項 (4) に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容

(5) 前各号のほかこれらに関連する事項であって UPC が求める事項

4. UPC は、加盟店にカード情報について漏えい等の事故が発生又は発生のおそれがあると合理的な理由に基づき判断した場合、加盟店に通知するものとし、かかる通知があった場合、加盟店は、前三項の規定に従い、直ちに適切な措置を講じるものとします。

5. 加盟店又は委託先の保有するカード情報が漏えい等した場合であって、加盟店が遅滞なく第 1 項 (4) の措置をとらない場合又はとることができない場合、UPC は、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏えい等の事故の対象会員に対して通知することができるものとします。

6. 加盟店又は加盟店の委託先に起因する漏えい等の事故により UPC、カード会社又は加盟店会社に生じた損害（当該漏えい等の事故に起因した第三者からの請求、カード会社又は加盟店会社の会員への通知、カードの再発行等に要した費用、その他 UPC、カード会社又は加盟店会社が行う合理的な手続きに要した費用を含みます。）及び、第 1 項（3）に規定する再発防止策の策定及び実行するにあたり発生する費用（調査会社に支払う費用を含みます。）は、全て加盟店の負担とします。

#### 第 18 条（報告等）

1. 加盟店は、以下の各号の事項につき変更が生じたとき ((2)に定める法人番号については、新たに指定を受けた場合も含みます。) には、その旨及び変更後の当該各号に掲げる事項を UPC 所定の方法により遅滞なく UPC に届け出なければならないものとします。

- (1) 加盟店の氏名、屋号又は商号、住所、代表者及び電話番号
  - (2) 加盟店が法人（法人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含みます。）である場合には、法人番号、当該法人の代表者又はこれに準ずる者の氏名及び生年月日
  - (3) 加盟店の加盟店舗、業種、連絡先、指定金融機関口座等加盟店申込書記載の各事項
  - (4) 加盟店の取扱商材及び販売方法又は役務の種類及び提供方法
  - (5) 加盟店の営業に行政庁の許可、登録、届出等を要する場合でこれらに変更が生じたとき（その内容を含む）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか UPC が加盟店に対し予め通知する事項
2. 前項の届出を怠ったために、UPC から加盟店への通知又はその他添付書類等が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなし、UPC は係る延着又は到着しなかったことにより生じた加盟店の損害について一切の責任を負わないものとします。
3. UPC は、加盟店に対し、別途指定する事項につき、報告を求めることができるものとし、加盟店は速やかに UPC に対して報告するものとします。

#### 第 19 条（調査）

1. 以下の各号のいずれかの事由があるときには、UPC は、自ら又は UPC が適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応ずるものとします。また、加盟店舗に対する調査については、加盟店は、UPC の指示に従い当該調査を自ら行うとともに、UPC に対して必要な協力をを行うものとします。

- (1) 加盟店又は委託先においてカード情報が漏えい等の事故が発生又は発生のおそれが生じたとき。
- (2) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われ又はそのおそれがあるとき。
- (3) 加盟店が本規約第 3 条、第 12 条、第 15 条乃至第 18 条又は第 20 条のいずれかに違

反しているおそれがあるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、UPC が割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき。

2. 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとします。

(1) 必要な事項の書面又は口頭による報告を受ける方法

(2) カード情報の適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法

(3) 加盟店若しくは委託先又はその役員若しくは従業者に対して質問し説明を受ける方

法 (4) 加盟店又は委託先においてカード情報の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、カード情報の取扱いに係る業務について調査する方法

3. 前項(4)の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード情報をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等を内容とする調査(デジタルフォレンジック調査)が含まれるものとします。

4. UPC は、第1項(1)又は(2)の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができます。但し、第1項(1)に基づく調査については、加盟店が第17条第1項(1)及び同項(2)に定める調査並びに同条第3項(1)及び同項(2)に定める報告に係る義務を遵守している場合、第1項(2)に基づく調査については、加盟店が第12条第1項に定める調査及び同条第2項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りであります。

## 第20条(是正改善計画の策定と実施)

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、UPC は、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。

(1) 加盟店が第15条第3項、第5項若しくは第16条の義務を履行しない、又はそのおそれがあるとき。

(2) 加盟店の保有するカード情報が、漏えい等の事故が発生又は発生のおそれがある場合であって、第17条第1項(3)の義務を相当期間内に履行しないとき。

(3) 加盟店が第3条に違反し又はそのおそれがあるとき。

(4) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第12条の義務を相当期間内に履行しないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、UPC がカード会社又は加盟店会社から加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。

2. UPC は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含みます。）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。

## 第 21 条（機密保持）

1. 加盟店は、本契約の締結及び本契約の履行により知り得たカード会社及び加盟会社（以下総称して「カード会社等」といいます。）並びに UPC に関する業務上、技術上又は財務上その他一切の情報（但し、公知の情報を除きます。以下「秘密情報」といいます。）を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、本契約を遂行する目的の範囲内に限り使用するものとし、UPC の事前の書面による同意なく第三者に開示又は漏洩しません。
2. 前項にかかわらず、加盟店が本規約に定められた自己の業務（カード情報を取り扱う業務を除く）を第三者に委託する場合であって、当該第三者に対して秘密情報の開示が必要となる場合、本規約に定める義務と同等の秘密情報の目的外使用禁止義務及び守秘義務を当該委託先に課したうえで、当該委託業務に必要な範囲に限り開示することができます。
3. 委託先が前項のいずれかの義務に反し、UPC 及びカード会社等に損害を生じさせた場合には、加盟店の義務違反とし、これを賠償します。
4. 本規約が終了した場合又は UPC の要求があった場合、加盟店は秘密情報を廃棄又は UPC に返却するものとします。
5. 本条の規定は、本契約終了後も、引き続きその効力を有します。

## 第 22 条（表明・保証）

1. 加盟店は、現在、加盟店、加盟店の親会社・子会社等の関連会社、並びにそれらの役員、実質的に経営を支配若しくは関与している者、従業員等の関係者（本条では総称して「加盟店」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府若しくは国際的機関が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準ずるか、密接な関係を有する者（以下、これらを総称して「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。
  - (1) 反社会的勢力等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。（2）反社会的勢力等が自己の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしてい  
ると認められる関係を有すること。

(5) 自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に  
非難されるべき関係を有すること。

2. 加盟店は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表  
明・確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて UPC の信用を毀損し、又は UPC の業務を妨  
害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 加盟店は、次の各号のいずれの事実も真実であることを表明し、保証するものとしま  
す。

(1) 特定商取引法に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこ  
と、及び直近 5 年間に同法による処分を受けたことがないこと。

(2) 消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこ  
と、及び直近 5 年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けたことがないこと。

(3) その他 UPC への届出事項

4. 加盟店は、第 1 項、第 2 項若しくは前項により表明保証した内容が真実に反した場  
合、又は反するおそれがあることが判明した場合、若しくはこれらに該当する事由が新た  
に生じた場合、又は生じるおそれがある場合、UPC に対して、直ちにその旨を申告するも  
のとします。

5. 加盟店が、第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の定めに違反していることが判明した場  
合、又は違反している疑いがあると UPC が判断した場合、UPC はただちに本契約を解除  
することができるものとし、これにより UPC、カード会社又は加盟店に損害が生じた場  
合は、加盟店は当該損害を賠償するものとします。

6. 加盟店が、第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の定めに違反していることが判明した場  
合、又は違反している疑いがあると UPC が判断した場合、UPC は前項に基づく契約解除  
の有無に関わらず、加盟店に対する加盟店受取金の支払の全部又は一部を保留又は拒絶す  
ることができるものとします。UPC から加盟店受取金が既に支払われている場合、加盟店  
は、第 14 条に従い UPC に対して返戻するものとします。

## 第 23 条（本規約の変更等）

UPC は、国際ブランドが定めるレギュレーションやカード会社の定める規則、OS 変更  
などの外部的要因及び UPC が本サービスの向上・利用促進等に伴う目的で本規約の一部  
又は全部を変更することができます。その場合は、UPC の Web サイト上の告知その他

UPC 所定の方法により加盟店にその内容及び変更の効力発生日を通知します。なお、UPC が加盟店に変更事項及び変更の効力発生日を通知し、加盟店が当該変更の効力発生日以降に会員に信用販売を行ったときに、加盟店は当該変更を承認したものとします。

#### 第 24 条（有効期間）

本契約の有効期間は本契約締結の日から 1 年間とします。但し、有効期間満了 3 ヶ月前までに加盟店又は UPC から何ら書面による意思表示がない場合は、同一条件でさらに 1 年間更新するものとし、以後も同様とします。

#### 第 25 条（解約）

前条にかかわらず、加盟店又は UPC は、書面で 3 ヶ月前迄に相手方に対し予告することで本契約を解約することができるものとします。

#### 第 26 条（解除）

1. 加盟店が以下の各号の一つにでも該当した場合、UPC は、加盟店に何らの通知、催告を要することなく、本契約を直ちに解除できます。なお、これにより UPC に損害が生じたときには、本条による解除後といえども加盟店は賠償の責めを負います。

- (1) 加盟店申込書に虚偽の記入があったことが判明したとき。
- (2) 本契約上の地位又は本契約に基づく債権を第三者に譲渡若しくは担保の用に供したとき。
- (3) 第 13 条第 1 項又は第 2 項に違反したとき。
- (4) 第 14 条に反して加盟店受取金の返戻に応じなかったとき。
- (5) 信用販売制度の悪用（本サービスを利用しない取引や、UPC 以外の第三者との取引における悪用を含みます。）が判明したとき。
- (6) 第 15 条各項に違反した場合、又は第 15 条に定める措置を怠ったことによりカード情報に係る事故が発生したとき。
- (7) 第 18 条、第 19 条、又は第 20 条のいずれかの規定に違反し、相当期間を定めた催告によってもなおその義務を履行しないとき。
- (8) 営業に免許、登録を要する場合で、これらの取消処分、その他の行政処分を受けたとき。
- (9) 取扱商品、サービス又は、販売方法等について行政処分、行政指導を受けたとき。
- (10) 取扱商品、サービス又は、販売方法等その他について UPC の加盟店として不適当と UPC が判断したとき。
- (11) 自ら振出又は裏書した手形・小切手が不渡りとなったとき。
- (12) 差押、仮差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。
- (13) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立てを受けたとき、これら又は特定調停の申立てを自らしたとき。

- (14) 前三号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと UPC が判断したとき。
  - (15) 会員からの苦情等により、加盟店が加盟店として不適当と UPC が判断したとき。
  - (16) その他本規約の違反等により、加盟店が加盟店として不適当と UPC が判断したとき。
  - (17) カードによる信用販売が 1 年以上ないとき。
2. UPC は、加盟店舗が前項各号の一つにでも該当した場合、加盟店に通知することにより、UPC の判断により当該加盟店舗又は加盟店自体での信用販売の取扱いを中止することができるものとします。

#### 第 27 条（契約終了後の措置）

理由の如何を問わず本契約が終了した場合には、以下の各号に定める通りとします。

- (1) 契約終了日までに行われた信用販売は、本規約に従い取り扱う。
- (2) 加盟店は直ちに UPC の加盟店標識を取り外すとともに、UPC から本規約に基づく信用販売のために交付された売上票等、売上集計票等などを UPC に返還する。なお、この際に生じる費用は全て加盟店が負担する。
- (3) クレジット端末が設置されているときには、使用規則等に定めるところに従う。

#### 第 28 条（免責）

- 1. UPC 及び加盟店は、天変地異（地震、津波、洪水、台風、感染症等）、通信障害、戦争、暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、輸送機関の事故、疫病その他 UPC 及び加盟店双方の責に帰し得ない事由による本規約の全部又は一部の履行の遅滞、不履行は、本規約の違反とせず、UPC 及び加盟店双方その責を負わないものとします。
- 2. 本規約第 3 条 1 項における本クレジット端末に起因する障害（誤作動や動作不良等による決済失敗などの機会の損失等）について、UPC は何ら責任を負わず一切補償しないものとします。
- 3. その他本規約上において、UPC に帰責性が認められない事項についてはこれを免責するものとします。

#### 第 29 条（規定外事項）

本規約に定めのない事務処理上の事項については、UPC が別に定める取扱要領等によります。

#### 第 30 条（準拠法及び合意管轄）

本規約に関する準拠法はすべて日本国法を適用するものとし、加盟店と UPC との間に訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【2026 年 1 月 1 日制定】

## 【特約条項】

### <非接触カード等による信用販売に関する特約>

#### 第1条（目的等）

本特約は、本規約にてUPCと締結している加盟店が、本規約第3条に規定するカードの提示等の信用販売の方法に代わり、本規約第2条に規定するカードのうち、国際ブランドが提供する非接触決済の機能がついているカード、電子機器その他のデバイス（以下、総称して「非接触カード等」といいます。）による方法で信用販売する場合の手順、権利義務関係その他の条件について定めることを目的とし、かかる非接触カード等による信用販売を行う加盟店は非接触カード等による信用販売に関する特約（以下「非接触カード等特約」といいます。）の定めに従うものとします。なお、非接触カード等特約で用いている用語の定義については、非接触カード等特約で特段の定めがない限り、規約の定めに従うものとします。

#### 第2条（対象加盟店の届出）

非接触カード等を用いた信用販売を行う加盟店（以下「対象加盟店」といいます。）は、UPC所定の方法で届出るものとします。

#### 第3条（非接触決済の方法）

- 会員から非接触カード等を用いた信用販売の申込みがあった場合、対象加盟店は、善良なる管理者の注意をもって、非接触カード等の有効性を確認する機器（以下「非接触専用端末」といいます。）を用いて、非接触カード等特約、ガイドライン、当該非接触専用端末の定める取扱規則及びその他関係する規則等に従い、当該非接触カード等の有効性及び真偽を確認し、UPCの販売承認を得た上で信用販売を行うものとします。
- 前項において、会員の信用販売の金額（税込）が、信用販売限度額を超えていた場合、対象加盟店は、ガイドラインに従い、当該非接触カード等を提示した者と非接触カード等の名義人が一致すること（以下「本人確認」といいます。）を署名又は暗証番号の一致、その他の方法により確認できたときに限り、信用販売することができるものとします。なお、かかる場合において、非接触カード等が、デバイス又は非接触専用端末による本人確認に対応していないとき、対象加盟店は、非接触カード等特約に基づく信用販売は行ってはならないものとします。
- 加盟店は、前二項に基づき会員との間で非接触カード等を用いた信用販売を行ったときは、非接触専用端末より発行される売上票の控えを、当該会員に交付するものとします。
- 非接触専用端末が、故障、回線の障害、その他の原因により利用することができない場合、加盟店は、非接触カード等特約に基づく信用販売を行ってはならないものとします。

す。

#### 第4条（取扱いの中止）

UPCは、以下のいずれに該当する場合、非接触カード等による信用販売の取扱いを中止又は一時停止することができるものとします。また、UPCは、当該非接触カード等の取扱いが中止又は一時停止したことにより加盟店に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

(1) UPCの合理的な支配の及ばない状況に起因して非接触カード等の取扱いが困難であるとUPCが判断した場合。なお、合理的な支配の及ばない状況には、天災、政府機関の行為若しくは命令、火災、洪水、台風、高潮、地震、パンデミック、戦争（宣戦布告の有無を問わない）、反乱、革命、暴動、ストライキ若しくはロックアウト、又は実質的にこれらと同視しうるものを含むがこれらに限られないものとします。

(2) 前号のほか、コンピュータシステムの保守等、UPCがやむを得ない事情で非接触カード等の取扱いの中止又は一時停止が必要と判断した場合。

#### 第5条（苦情処理等の対応）

加盟店は、UPCの責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、非接触カード等特約に基づく信用販売に関して一切の責任を負うものとし、会員その他の第三者との間で、苦情、トラブル、異議、申立て、訴訟等が発生した場合、対象加盟店が責任をもって対応するものとします。

#### 第6条（本特約に定めがない事項）

1. 非接触カード等特約に定めがない事項については、本規約の定めを合理的な範囲で読み替え適用するものとし、本規約における「カード」について必要に応じて「非接触カード等」と読み替えるものとします。
2. 非接触カード等特約と本規約の定めが矛盾又は抵触する場合、非接触カード等特約の定めが優先するものとします。

以上

【2026年1月1日制定】

## <PIN レス販売・サインレス販売の取り扱いに関する特約>

### 第1条（目的等）

PIN レス販売・サインレス販売の取り扱いに関する特約（以下「PIN レス等販売特約」といいます。）は、加盟店が予め UPC に信用販売の方法の追加として「PIN レス販売・サインレス販売」について取り扱いを希望する場合に、これを届出て当該届出に関して UPC が承認した場合に適用されるものとします。

### 第2条（PIN レス販売・サインレス販売）

1. UPC は、UPC が前項に基づき承認した加盟店における会員 1 人あたりの信用販売が 1 回あたり総額 15,000 円（税込み、送料等を含みます）以下の場合であって、会員が 1 回払いを選択したときには、UPC が認めた本クレジット端末を使用して信用販売を行う場合に限り、UPC が認める本人確認方法による PIN 入力を省略（以下「PIN レス販売」といいます）又は署名徴求を省略（以下「サインレス販売」とい、PIN レス販売と合わせて「PIN レス等販売」といいます）することができます。但し、特に署名を希望する会員に対しては、これを受付けるものとします。
2. 前項の場合、本規約等の定めに従い、カードの有効性等を確認のうえ、本クレジット端末の指示に従うものとします。

### 第3条（PIN レス等販売の範囲）

1. UPC は、加盟店が PIN レス等販売特約に基づき PIN レス等販売を希望する場合、予め、対象となる加盟店を UPC に届出て、UPC の承認を得るものとします。
2. 加盟店の前項に基づく届け出の際、加盟店は、PIN レス等販売で取扱う対象商品、その他加盟店が指定する事項について、UPC に対して届出るものとします。
3. 前項で規定する PIN レス等販売の対象商品について、UPC もしくはカード会社等が不適切と判断する商品等がある場合、UPC もしくはカード会社等は加盟店に取扱の除外を要請することができ、当該要請があった場合、加盟店はこれに応じるものとします。

### 第4条（PIN レス等販売に起因するトラブル）

PIN レス等販売に起因して発生したトラブルについては、加盟店が責任をもってすべて対応するものとします。

### 第5条（回線使用不能時の対応）

本クレジット端末の故障、回線の障害等により PIN レス等販売の運用が不可能の場合は、加盟店は、本規約の定めに従い信用販売を行うものとします。

## 第6条（取扱開始日）

PINレス等販売の取扱いは、UPCが第3条第1項に基づく加盟店の届出に基づき加盟店毎にPINレス等販売の取扱いを承認した日より行うことができるものとします。

## 第7条（規定外事項等）

- 加盟店は、第2条及び第3条に定めるPINレス等販売の取扱条件に該当しない信用販売については、本規約に基づき信用販売を行うものとします。
- PINレス等販売特約に定めのない事項については、本規約の規定に従うものとし、PINレス等販売特約と本規約の規定が矛盾抵触する場合、PINレス等販売特約の規定が優先的に適用されるものとします。

以上

【2026年1月1日制定】

## ＜加盟店情報の取扱いに関する同意条項＞

### 第1条（目的）

UPCは、本規約に係る加盟店情報の取り扱いに関して、以下のとおり「加盟店情報の取り扱いに関する同意条項」（以下「本同意条項」といいます。）を、本規約と一体となる条項として定めます。本同意条項に別段の定めがない用語は、本規約に定めるとおりとします。

### 第2条（情報の収集・保有・利用）

1. 加盟店及びその代表者並びに本サービス利用の申し込みをした個人、法人、団体及びそれらの代表者（以下、総称して「加盟店等」といいます。）は、UPCが、加盟店との取引に関する審査、本契約締結後の加盟店管理及び取引継続にかかる審査等のために、加盟店等に係る以下の各号に定める情報を、UPCが適当と認める保護措置を講じた上で収集、保有、利用することに同意します。

- （1）本取引の申込書に加盟店等が記載した法人名、法人所在地、加盟店名称、加盟店住所、電話番号、法人番号、加盟店等の代表者の氏名・住所・生年月日、その他の事項及び申込書以外で加盟店等がUPCに届け出た事項
- （2）本サービスに関する取扱商品、販売形態、業種、契約形態、取引内容
- （3）UPCが取得した加盟店らのクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
- （4）本サービスに関する契約開始日及び取引停止日、解約・取引停止の有無と事由
- （5）UPCが加盟店等又は公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記事項証明書、住民票の写し、納税証明書等の記載事項に関する情報
- （6）インターネット、官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店等に関する情報

- (7) 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した加盟店等に関する情報及び当該内容についてUPCが調査して得た情報
  - (8) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続きその他の倒産手続開始の申し立てその他の加盟店等に関する信用情報
2. 加盟店等は、UPCが行うサービスの提供及びこれらに関する連絡、UPCの事業における市場調査のために、前項第1号乃至第4号、第6号及び第7号の情報を利用することに同意します。

### 第3条（第三者提供の同意）

- 1. 加盟店等は、UPCが、前条第1項に定める目的のため、前条第1項各号に定める情報をカード会社及び提携カード会社に提供すること並びに当該カード会社及び提携カード会社が提供の趣旨に従い当該情報を利用することに同意します。
- 2. 加盟店等は、UPCが、法令等に基づいて公的機関等に前条第1項各号に定める情報を提供することに同意します。

### 第4条（加盟店情報センターへの登録・共同利用の同意）

- 1. 加盟店等は、本契約（申し込みを含みます。）に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、UPCの加盟する加盟店情報交換センター（以下「センター」といいます。）に登録されること、並びにセンターに登録された情報（すでに登録されている情報を含みます。）が、加盟店に関する審査並びに本契約締結後の加盟店調査、加盟店に対する措置及び取引継続に係る審査等の目的のため、当該センターの加盟会員会社によって利用されることに同意するものとします。
- 2. 加盟店等は、UPCの加盟するセンターに登録されている加盟店に関する情報を、UPCが、本サービスの申込を受けた際の加盟店審査並びに本契約締結後の加盟店調査、加盟店に対する措置及び取引継続に係る審査等の目的のために利用することについて同意するものとします。
- 3. 加盟店等は、当社の加盟するセンターに登録された第5条第3項に定める情報が、第1項記載の目的及び第5条第2項に定める共同利用の目的のために、共同利用の範囲内で当社の加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとします。

### 第5条（共同利用の範囲及び目的等）

- 1. 当社が加盟するセンターは以下のとおりとします。

名称：一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」といいます。）

住所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル

電話番号：03-5643-0011

## 2. 共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売業協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店における利用者等の保護にかける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含みます。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」といいます。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、JDMセンターの会員がJDMセンターに報告すること及びJDMセンターの会員に提供され共同利用することにより、JDMセンターの会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することとします。

## 3. 共同利用する情報の内容

- (1) 個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
- (2) 個別信用購入あっせんに係る業務に關し利用者等の保護に欠ける行為をしたことをして個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由
- (3) クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由
- (4) クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む）の事実及び事由
- (5) 利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む）に係る、JDMセンターの会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
- (6) 利用者等(契約済みのものに限らない)からJDMセンターの会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む）
- (7) 加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報
- (8) 行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)について、JDMセンターが収集した情報
- (9) 上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
- (10) 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号ならびに代表者の氏名及び生年月日）。但し、上記(6)の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）

を除く。

#### 4. 登録期間

登録日（前項第3号及び第7号の情報については、当該情報に対応する、前項第4号の措置の完了又は契約解除の登録日）から5年を超えない期間とします。

#### 5. 共同利用者の範囲

一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ、JDMセンターの会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター。なお、JDM会員は一般社団法人日本クレジット協会のホームページ(<http://www.j-credit.or.jp>)に掲載するものとします。

#### 6. 制度に関するお問い合わせ先及び開示の手続き

加盟店情報交換制度に関するお問い合わせ及び開示手続きについては、第1項記載のJDMセンターまで申し出るものとします。

#### 7. (本契約が不成立の場合)

加盟店等は、本契約が不成立の場合であっても、その不成立の理由のいかんを問わず、本契約の申込をした事実は、第1条乃至第3条に基づき一定期間利用することに同意します。

以上